7月20日(日)
向日市議会議員選挙の投票日
投票時間は午前7時から午後6時まで

選挙公報を発行
この一票はよく考えて

市制施行後、初の向日市議会議員選挙が、七月十日告示、七月二十日投票日の日程で行われます。

この選挙は、わたしたちの暮らしに直接結びつく大切な選挙です。それも、あすの市政の運営をゆだねる人を選ぶわけですから、よく見、よく聞き、よく考えて、大切な一票を投票して下さい。

また、この選挙から、選挙公報を発行することになりました。これは、有権者のみなさんに、候補者の人物や政見をよく知ってもらうためです。選挙公報は、投票日までにみなさんの家庭にお届けしますから、参考にして、大切な一票を投票して下さい。

投票できるのは
入場券必ず持って

この選挙に投票できるのは、

○住所要件――昭和五十年四月八日までに市へ転入された方

○年齢要件――昭和三十年七月二十一日までに生まれた方

で、市内から転出された方は、投票できません。

投票時間は、午前七時～午後六時ですが、入場券を必ず持って投票して下さい。

開票は、即日開票で、午後七時三十分から市民会館で行います。

不在者投票制度
活用して下さい

この選挙にどうしても用事があって、投票に行けないという方たちのために、不在者投票制度があります。

また、郵便による不在者投票もできます。

なお、選挙のお問い合わせは、選挙管理委員会まで。

電九三一―一一一一番

みんなで候補者を研究
小島　功

国民年金

国民年金には、保険料の「免除制度」がありますが、国民年金の「任意加入者」は適用されません。

○申請免除Λさかのぼって申請できないV

本人または家庭に所得がなかったり、保険料を納めることが非常に困難な状態にある方から免除の申請があったとき、一定の免除基準により承認されます。申請はできるだけ七月までに申請し、承認を受けた場合は、その年の四月から翌年の三月までの一年分の保険料が免除されます。

○法定免除Λさかのぼり免除V

生活扶助を受けていたり、国民年金の障害（福祉年金を含む）年金・母子福祉年金を受けている場合は、その間の保険料が免除されますが、その場合も届出が必要です。

保険料の免除制度
申請手続きは今すぐに

※今免除を受けている方は…四十九年度分の保険料が免除（申請免除）されていた方が、引き続き五十年度も免除されるかどうかについては、別途通知しますが、いずれにしても「追納」を含め、できるだけ納付期間を多くつくっておくほど受ける年金額が高くなりますので、免除を受ける必要がなくなったとき、または過去の免除期間につき追納できる余裕ができたときは、ただちに保険年金課年金係へ申し出ましょう。

納期までに必ず

国民年金の納付は、必ず納期限までに納めましょう。

国民年金の月々の保険料を定められた納期（三か月ごと）までに納めていませんと、年金が受けられなくなる、受給資格すらもとれないといったことがあります。

国民年金の保険料は、定められた納期までに納めるよう、習慣づけましょう。

（保険年金課）

不在者投票は、七月十日～十九日の期間、時間は午前八時三十分～午後五時で市役所内選挙管理委員会で受付けていますから、お気軽にお越し下さい。

老人医療費を助成
支給申請はお早く

65歳～69歳の老人

市では、市内に住んでいる六十五歳から六十九歳までの老人の医療費を一部助成しています。

この医療費を受けられる老人は、つぎに該当する方です。

(1)その世帯の生計中心者（本人も含む）の所得税がかかっていない世帯の老人

(2)つぎに該当する方で、本人または扶養義務者（配偶者含む）の所得が、老齢福祉年金の所得限度額（別表）をこえていない老人

①ねたきりの老人

②障害老人―国民年金法の一・二級にあてはまる障害がある

③一人暮らしの老人

④老人世帯の老人―老人だけの世帯と㋐六十歳以上の配偶者のある六十五歳以上の方㋑十八歳未満の児童を養っている六十五歳以上の方㋒重度・中度の身体障害者または精神的欠陥者を扶養している六十五歳以上の方

手続きは、印鑑、健康保険証、所得証明書（昭和五十年一月一日現在市に住居のない方だけ）、旧老人医療証（今まで支給されている方）、外国人登録手帳（外国籍の方）を持って、社会福祉課老人福祉係で申請して下さい。

電九三一―一一一一番

（別表）　所得限度額　＜年額＞

	扶養親族数	額
本人	0人	600,000円
	1人	762,000円
	2人以上	762,000円に扶養親族などのうち1人を除いた扶養親族など1人につき220,000円を加算した額
配偶者・扶養義務者	0人	6,049,300円
	1人	6,306,800円
	2人以上	6,306,800円に扶養親族などのうち1人を除いた扶養親族など1人につき220,000円を加算した額

農業委員の選挙
投票日は七月十五日

農業委員会委員選挙が、七月十五日告示、七月二十五日投票日の日程で行われます。

現在、農業を取りまく情勢は極めてきびしい状態にあり、農家の暮らしを守り高めるうえにおいて、いままで以上に、農業委員の活動は大切になってきました。そのため、この選挙では、真に農家の立場で活動する良識ある人を選ばなければなりません。

投票日には、よく考えてあなたの大切な一票を投票して下さい。

●選挙する農業委員の定数――十五名

●投票できる方――十アール以上の農地を経営している方

●投票時間――午前七時～午後六時

●投票所――市役所

●お問い合わせ――農業委員会（市役所内）まで

市府民税の申告
まだの方はお早く

市府民税の申告を提出されていない方は、至急に税務課まで提出して下さい。

申告書の提出がありませんと、奨学金の証明や、老人医療費などの各種証明書ができませんので、お早くお出し下さい。

文化財シリーズ⑪
高大壮麗な建物大極殿
長岡京の歴史④

阪急西向日駅の北、約三百メートルの静かな住宅地の中に、長岡京の歴史のうえで、最も重要な役割を果していた建物、大極殿跡があります。大極殿とは、国家の重要な儀式の行われた朝堂院の正殿で、天皇の着座する建物です。

この大極殿跡は、昭和三十六年の発掘調査によって発見されました。

その調査によると、建物を支える土を突き固めて造られた基壇の本体は、全く失われていましたが、基壇のへりに並んでいた地覆石の痕跡を示す凝灰岩片の列と、その外側に雨だれ落ち部分の小石を敷きつめた面と、瓦の破片が発見されました。

すなわち小石の敷きつめた部分が基壇外で、全く小石敷のない部分が基壇内ということです。

大極殿は、東西四十二・二メートル、南北二十一・六メートルの基壇の上に、正面九間（十六・〇三メートル）、側面四間（六・〇五メートル）の高大壮麗な建物でした。

また、この後方に、東西三十一・二メートル、南北十二・八メートルの基壇の上に正面七間、側面二間の小安殿も発見されました。

これら大極殿、小安殿のまわりは回廊でとりまかれており、東西約百十メートル、南北約百五メートルで、この一隅を大極殿院とよんでいます。

大極殿をふくむ朝堂院跡の発掘調査は、昭和三十九年に終わりました。

現在、大極殿および小安殿跡は、国の史跡の指定をうけ、市が管理団体となって、緑豊かな史跡公園として、広く一般に公開されています。

（文市教委）

（大極殿跡は現在児童公園として保存）

“夏火事にはご用心”

夏の火の元には，十分注意しましょう。それも，蚊とり線香，うっかり寝たばこなど，火の元がいっぱいあります。

ちょっとした不注意から，大火事に結びつきますから，ご用心，ご用心。

＜消防本部＞

水田をみんなで守りましょう
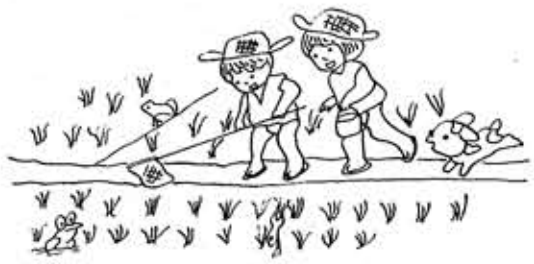
●水田に石を投げない
●水田の付近で遊ばない
●あぜ道で犬を散歩させない